慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	公益団体への恵与
Sub Title	Les libéralités d'intérêt général
Author	Lizop, Arnaud(Kaneko, Yoshiaki) 金子, 敬明
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2018
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.39 (2018. 2) ,p.105- 121
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	講義 : 2017年度大陸法財団寄付講座フランス法における無償行為
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20180207-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

講義
2017 年度 大陸法財団寄付講座
フランス法における無償行為

公益団体への恵与[訳注)]

アルノー・リゾップ
金　子　敬　明／訳

諸用語の定義
Ⅰ．恵与を受ける側から見た恵与
A. 恵与を受ける能力
1. 恵与を受けることのできる団体
ⅰ） 財団
ⅱ） 基金（fonds de dotation）
ⅲ） 適格アソシアシオン
ⅳ） 信徒団（congrégations）
2. 恵与の諸タイプと、恵与が与えられる諸態様
ⅰ） 遺贈
ⅱ） 贈与
B. 公益団体の私的資金調達手段としての恵与

訳注） 原題（Les libéralités d'intérêt général）を直訳すると「公益性のある恵与」となる。しかし、本文からも明らかなように、これは結局のところ、公益性の認定された団体への恵与をさす。そこで、内容を端的に示すため、本稿の題には「公益団体への恵与」という訳をあてることにした。

intérêt général は一般に「一般利益」と訳されるが、本稿ではほぼ utilité public と同義で用いられていると考えられ、「公益」と訳したところも多い。

また、organisme は、原則として「団体」と訳した。

本稿の内容と重なるところも多い論考として、横山美夏「公益法人制度の意義――フランス法との比較法的考察」NBL1104 号（2017）6 頁があり、訳出の際には大いに参考にしたことを付記する。

1. 恵与のメリットと、恵与を受ける者の義務
   i） 恵与を受ける者にとってのメリット
   ii） 恵与を受ける者の義務と、恵与の限界
2. その他の私的資金
   i） メセナ（mécénat）
   ii） 後援（parrainage）
   iii） 公衆に寄付を求めること

II. 恵与を与える側から見た恵与
A. 法技術
1. 遺贈ないし贈与の枠組において
2. その他の私的資金の調達の枠組において
B. 直接的・間接的メリット
1. 直接的メリット
   i） 税法上のメリット
   ii） その他の直接的メリット
2. 間接的なメリット

結語

諸用語の定義

公的な資金が十分でないなか、公益団体（organismes d'intérêt général）の活動資金の調達のために、私人（personnes privées）はますます重要な資金源となってきている。

私人からの資金調達は、恵与という形式をとることがある。恵与とは、無償で行われる法律行為であり、ある者が他の者に対して、財や権利を、対価なしに与えるというものである。

恵与は、主として税法上のメリットという手段によって国から促進されており、贈与者にとって、さまざまなメリットがある。

かくして、一方で受贈者たる公益団体にとっての有用性、他方で贈与者にとっての利益、を並行させて、恵与のもつ利益が双方的であることを前面に押し出す必要がある。

まず、本稿でいうところの一般利益（intérêt général）を定義することが便宜である。ここでは、一般利益概念の哲学的ないし政治的な側面ではなく、むしろ、恵与を評価する基準としてのそれを扱うのだということを、強調しておく。

この意味での一般利益は主に、当該団体の目的およびその活動の態様にかんがみてケースバイケースで判断される、以下の 3 つの原則に依拠する。

第 1 の基準は、私益の排除された管理（gestion désintéressée）である。この基準は、当該団体が、運営（exploitation）の結果に直接・間接の利益を一切持たない者たちによって、自発的に運営・管理されており、利益の配当を一切行わず、構成員ないしその承継人が団体の積極財産の分配を受けないということを意味する。

第 2 の基準は、非営利性である。この基準は、活動の社会的有用性を考えるということである。すなわち、団体の活動は、「市場によっては考慮されないか、十分には満たされないような必要性を満たす」ことを目指すものでなければならず、「その者たちの経済的・社会的状況にかんがみて、特別の優遇措置が正当化されるような者たちの利益になるように」実現されなければならない[1)]。

第 3 の基準は、団体の運営者たち（dirigeants）が金銭的な個人的利益をもたないということである。この基準からは、当該団体に公益性があるという性質決定がされるためには、限られた範囲の者たちの利益になるようにその団体が行動するのでないということが必要である。

かくして、公益団体への恵与（les libéralités d'intérêt général）とは、非営利活動をし、私益の排除された運営がなされ、公衆のために尽力するような団体に対してなされる恵与をさす。これに当てはまる団体としては、主に、財団（fondations）、基金（fonds de dotation）、一定の適格アソシアシオン（certaines associations habilitées）、そして信徒団（congrégations）が挙げられる。

1）BOFiP-Impôts, BOI-IS-CHAMP-10-50-10-20, 12 septembre 2012, §590 以下。

Ⅰ．恵与を受ける側から見た恵与

A. 恵与を受ける能力

1. 恵与を受けることのできる団体

ⅰ） 財団

フランス法では、財団の厳密な定義はない。立法者は、寄付行為（acte de fondation）と公益性の認定を定義するにとどめている。寄付行為とは、「1 人ないし複数の自然人・法人が、財、権利ないし資金を、公益性のある活動（œuvre）を実現するために、非営利の目的で、撤回不能な形で割り当てる（affectation）ことを決定する」行為である[2)]。

他方で、学説は、財団を、公益性のある使命（mission）、その実現にあたる組織、その実現のために割り当てられた基金という、どれも等しく重要な 3 つの要素に依拠する制度（institution）である、としている。

財団の設立手続は、順に、次の 3 つの行為から成る。

第 1 は、設立のための拠出（dotation constitutive）である。1 人ないし複数の設立者が、自発的に、設立財産を財団に拠出する。拠出の基準額は、国務院により定められており、一応の出発点としては、最低限で 150 万ユーロである。しかしながら、国務院は、当該財団の目的にかんがみて、それよりも低い額ないし高い額を定めることができる。

拠出は、金銭以外の形態をとることもある。不動産、有体動産、権利（著作権、不動産権、社員権など）である。

拠出は、公正証書（民法典 931 条の適用による）または遺言によってなされる。遺贈による場合には、遺言者の死後に財団が成立する（fondation *post mortem*）。遺言者が、財団を設立する任務を委ねる私法上の法人を選定する。遺言者による指定がなかった場合には、県知事（représentant de l'Etat）が職権で、その任務を果たす者を選ぶ。

2）1987 年 7 月 23 日の法律 87-571 号（官報 1987 年 7 月 24 日）18 条 1 項。

第 2 は、公益性（utilité publique）の認定である。

国務院のデクレによって、当該財団に公益性が認定される。これは、当該財団が当該拠出を受けることを認可されるということを意味する。公益性の認定は、「一般利益の国王特権的コロラリー」[3] と考えられており、遡及的に（*ab initio*）認められる。財団は、専門性の原則を遵守しなければならない。専門性の原則とは、財団の活動はその設立目的に厳格に適合していなければならず、そうでない場合には公益性の認定を失うということである。

第 3 は、拠出の受入れである。

ひとたび公益性が認定されると、財団は拠出を受けることができるだけでなく、あらゆる種類の恵与を受けることもできるようになる。

ii） 基金（fonds de dotation）

財団のほかに、基金も、贈与を受ける資格を有する。基金（fonds de dotation）とは、「非営利目的の私法上の法人であり、撤回不能な形で無償により拠出されたあらゆる種類の財や権利を、基金として受け入れて運用し、そこから生じる収益を用いて、公益性のある活動（œuvre）ないし使命（mission）を実現する」ものである [4]。

公益性の認定を得るためには、拠出財産が私益の排除された形で運営されなければならない。

基金の設立は、2 つのやり方による。すなわち、設立者の生前に、あるいは遺贈を介して死後に、である。

設立のための拠出は、財ないし権利を、無償かつ撤回不能な形で割り当てるという原則を遵守しなければならない。

基金は、県庁に定款を寄託した後に、官報への公告がなされた時点で初めて成立する。

基金の特徴の 1 つは、公的資金（fonds publics）を受けることができないとい

3）P. H. Dutheil, *Droit des associations et fondations*, Dalloz, 2016.

4）2008 年 8 月 4 日の法律 2008-776 号 140 条。

うことである。

しかし、基金は、県知事に申告する義務を負うことなく、あらゆる種類の私的な恵与を受け入れることができる。

かくして、財団と基金のいずれも、自由に恵与を受けることができるという点が主たる特徴である。これに対して、次に見るアソシアシオンはそうではない。

iii） 適格アソシアシオン

原則として、単に届け出られただけのアソシアシオンは、恵与を受ける資格をもたない（1901 年 7 月 1 日の法律 6 条）。しかし、この原則に対する免除措置がある。すなわち、特別の性質を備えたアソシアシオンは、恵与を受けることができるのである。具体的には、公益性の認定を受けたアソシアシオン[5]、祭祀（culte）を営むことを唯一の目的とする文化的アソシアシオン[6]、養護（assistance）・慈善（bienfaisance）・科学研究・医学研究を唯一の目的とするアソシアシオン[7]、家族に関するアソシアシオン（associations familiales）の連合で認定を受けたもの[8]、アルザス－モーゼル地方の法に服するアソシアシオンがこれにあたる。

これらのうちの 1 つに該当するためには、県知事に、認定請求をしなければならない。県知事が認定すると、それは 5 年間有効である。ただし、当該アソシアシオンが必要条件を満たさない場合には、5 年間の途中でも認定が廃止されることがある。

公益性のあるアソシアシオンに固有の性質

公益性を認定されたアソシアシオンとそうでないアソシアシオンとを分けるのは、前者においては、恵与を受ける能力が、当該アソシアシオンが解散する

5）1901 年 7 月 1 日の法律 11 条 2 項。
6）1905 年 12 月 9 日の法律 19 条。
7）1901 年 7 月 1 日の法律 6 条。
8）社会福祉・家族法典 L.211-10 条 3 °。

か公益性の認定が撤回されない限り、なくならないという点にある。つまり、前者には「法的地位の永続性という特権」[9] があるのである。

公益性の認定されたアソシアシオンの連盟

国務院は、活動の目的が同一であるアソシアシオンの数にかんがみて、それらのアソシアシオンをまとめる連盟に公益性を与えることが適切であると判断した[10]。

連盟は、その連盟に所属するアソシアシオンであって公益性の認定を受けていないもののために、恵与を受ける能力をもつ。

iv） 信徒団（congrégations）

あやまって長らく祭祀目的のアソシアシオン（association cultuelle）と同視されてきたが、信徒団は独特な制度（institution）であり、やはり恵与を受けることが認められている。信徒団とは、宗教的な信仰を共にする人々の集団（regroupement）である。

しかしながら、国務院は、それに法律上の定義を与えることを拒んでいる。ある組織を信徒団だとみるかどうかは良識（bon sens）の問題だと考えられている。かくして、信徒団は、反対の証拠があるまでは、信徒団であるものと推定される。つまり、信徒団は、判事がそれを信徒団ではないと評価しない限り、信徒団として活動することができる。

2. 恵与の諸タイプと、恵与が与えられる諸態様

ここまで、私的な恵与を受けることのできる団体を見てきたが、今から、私的な恵与の諸類型と、それらが与えられるさまざまな態様（mode）に関心を向けることにしよう。主に問題となるのは、遺贈と贈与である。

9）P. H. Dutheil, *Droit des associations et fondations*, Dalloz, 2016.

10）国務院 1970 年 9 月 10 日。

i） 遺贈

遺贈とは、「ある自然人が、自分の有する財産の全部ないし一部を、自然人ないし法人に対して処分する遺言処分」[11] のことである。

遺贈は、2 つの要素で特徴づけられる。遺言者の生前には撤回できることと、遺言者の死亡時に初めて効力を生じることである。

遺贈にはいくつかの種類がある。財産体（patrimoine）の全部に関するときは、包括遺贈（legs universel）であり、財産体の一部分に関するときは、包括名義の遺贈（legs à titre universel）であり、遺言者が 1 つないし複数の特定された財を遺贈されるべきものとして指定しているときは、特定遺贈（legs à titre particulier）である。

しかしながら、遺留分をもつ相続人（héritiers réservataires）がいる場合があることをふまえると、遺言者はいつも自分の財産の全部を遺贈する自由をもつわけではない。

遺贈は、遺贈される財産の性質に応じて、さまざまな形態をとる：不動産、動産、貴金属・金銭。

遺贈は、目的を特定されることがある。特定されていなければ、団体の活動一般に用いることができ、特定されている場合には、団体は遺言者の意思を遵守しなければならない。

恵与を申告する義務

恵与を受けた団体は、その恵与を行政当局に申告する義務を負う。2005 年以前には、事前に許可を得る必要があった。現在では、2005 年 7 月 28 日のオルドナンス 2005-856 号により、恵与の受諾（acceptation）は自由に行えるが、行政当局は常に異議権を有する。もっとも、県は、一件書類を受理してから 4 か月以内に異議権を行使しなければならず、その期間内に行使されなければ、無異議が宣言され、その旨の証明書が交付される。

異議には適切な理由が付されなければならない。適切な理由とは、当該団体

11）P. H. Dutheil, *Droit des associations et fondations*, Dalloz, 2016.

が恵与を受ける能力を欠いているか、当該団体の定款の目的に適合するようにその遺贈を活用する能力が当該団体に欠けているか、である。適切に理由づけられた異議があると、遺贈は無効となる。

受遺者として指定された団体は、常にそれを拒絶する（refuser）ことができる。拒絶は、即時に効力をもつ形でなされることもあれば、時間をおいた形で、遺贈の受け入れの後になされることもある。

ii） 贈与

贈与とは、「自発的な意図に動機づけられた者が、対価なしに、それを受諾する者に対して財を移転する契約」[12] である。

贈与は、2 つの要素によって特徴づけられる。贈与者の生前に実現されることと、撤回不能であることである。もっとも、立法者は、受贈したアソシアシオンが解散した場合に備えた復帰条項（clause de retour）の可能性を規定している。

贈与は、贈与者および受贈者の面前で作成される公正証書の形をとらなければならない。公正証書によらないでなされた場合には、その贈与は無効である。

受諾するかどうかは自由であること、県知事に申告する義務があること、県知事は異議権を留保すること、は遺贈と同じである。よって、異議に理由をつけることや、異議権を行使すべき期間の点において、手続は遺贈の場合と同一である。なお、あまりに低い価格での売買という形をとった仮装贈与（donation déguisée）の場合に、詐害的である（fraude）という理由でその贈与は無効とされる可能性があることに注意すべきである。

B. 公益団体の私的資金調達手段としての恵与

ここまで、恵与のさまざまな形態と、それが与えられる態様（modalité）についてみてきた。今から、恵与がそれを受ける者にどのような得失をもたらす

12）民法典 894 条。

かを、詳しくみていこう。

1. 恵与のメリットと、恵与を受ける者の義務

i） 恵与を受ける者にとってのメリット

恵与は、公益団体の目的の実現のために必要な資金源であるという点において、それ自体、特別の魅力を有する。

恵与という概念に内在するメリットがいくつかある。それらのメリットは、恵与を受ける団体に財・権利・金銭が与えられるという処分であることに由来する。

立法者は、はっきりと、この形態による資金調達を促進する方向を示している。立法者は、公益団体の永続のために必要である遺贈・贈与をより魅力的なものとするような税法上のメリットを、用意している。

財団は、税法上、無償移転税を免除されており、また、財を売却する際にキャピタルゲインへの課税を免除される。

遺贈の手続（démarches et modalités）も、同様に簡略化されている。2014 年 7 月 31 日の法律までは禁止されていたことであるが、現在では団体の目的の実現のために必要でない恵与も受諾することができる。

実際、遺贈された財産が団体の目的実現のためには必要でない場合であっても、遺贈が公益団体の資金調達に有用なものであれば、その財産を金銭に転換することに利益をもつ。

他方で、恵与には別のメリットもある。それは、所有権を、そのさまざまな性質（完全な所有権、用益権、虚有権）において、享受することができるということである。

ii） 恵与を受ける者の義務と、恵与の限界

しかし、恵与には、いくつかの限界もある。

遺贈と贈与に共通する限界として、それを条件づける負担が課されている可能性がある。この負担は、恵与の対象財産の性質自体に由来することもあれば、

遺言者によって課されることもある。

遺言者によって負担が課される場合においては、その負担は、合法的で、団体の定款規定に適合しており、遺贈の目的財産の価値を上回るような負担でないことが必要である。

負担を履行する義務を怠った場合には、当該団体はその恵与を失う可能性がある。

しかし、次の場合に、立法者は、負担の改訂の可能性を規定している。それは、当該団体が、とりわけ財政的な面で困難を抱えているため、その義務を果たすことが難しい場合、および、その負担がもはや状況に適合しない場合である。

また、受遺者は、包括名義の遺贈や特定遺贈の場合には、順に、遺留分を有する相続人、それがいなければ割合的に承継する相続人、それもいなければそれ以外の相続人、に対して[13]、受遺物の引渡し（délivrance）を請求しなければならない。引渡し（délivrance）を請求する義務を受遺者が免れるのは、相続人が任意に引渡し（délivrance）に応じた場合のみである。場合により、受遺者は自分の分を受けられないことがある。

さらに、団体の形態に応じた限界もある。たとえば、企業財団（fondation d'entreprise）の場合には、設立者以外の者から贈与・遺贈を受けることができない。

2. その他の私的資金

公益団体は、恵与以外の形で私的な資金を得ることができる。主なものは、メセナ（mécénat）、後援（parrainage）、公衆に寄付を求める、である。

ｉ） メセナ（mécénat）

メセナとは、「その受益者から直接的な対価を受けることなく、公益性をも

13）民法典 1011・1014 条。

つ活動の実行に非財産的な支援（soutien moral）を与えること」[14] をいう。

メセナの本質として、庇護者（mécène）が私的利益を受けないという原則がある。

メセナ協定（convention de mécénat）が適式であるためには、書面によらねばならず、その中で両当事者の権利義務に言及しなければならない。

メセナの枠組の中で受けた贈与（dons）には、恵与全般にあてはまる諸ルールが適用される。

原則として、公益団体のみがメセナを受けることができる。具体的には、次のものである[15]。

–公益性の認定を受けた財団（fonadtions）ないし施設（œuvres）
–慈善的・教育的・科学的・社会的・家族的・人道的・スポーツ的・文化的な性質をもつ施設（œuvres）ないし団体
–基金（fonds de dotation）
–企業財団（fondation d'entreprise）
–教育機関
–演劇等の上演（présentation de spectacles）をする団体、現代アートの展覧会を組織する団体

以上にあてはまらないものも、一定の留保のもとでではあるが、メセナを受けることができる：報道機関（presse）、アルザス－モーゼル法のもとでの団体（structures）、中小企業の支援団体。

反対に、いくつかの禁止事項が明確に規定されている。たとえば、タバコやその派生物の生産者・供給者は、メセナを受けることが禁止されている。

租税当局は、「庇護者企業の名を、メセナを受ける団体がおこなう活動に添えることは、それが広告的なメッセージを伴わずに、単にロゴやイニシャル等

14）P. H. Dutheil, *Droit des associations et fondations*, Dalloz, 2016.
15）BOFiP-Impôts, BOI-IR-RICI-250-10-20-20, 12 septembre 2012, §20.

を示すにとどまる場合には、メセナに該当する」[16] と規定している。

そうすると、そのような「広告的メッセージ」があるかないかで、当該取引がメセナであるか、それとも後援（parrainage）であるかが決まることになる[17]。

ii） 後援（parrainage）

メセナとは反対に、後援（parrainage）の根本的な基準は、運営の直接的利益（l'intérêt direct d'exploitation）である。

後援は、それ自体双務契約である。つまり、その契約により、両当事者は互いに義務付けられる。

後援は、一般に租税上のアプローチによって定義されている。一般租税法典は、「慈善的・教育的・科学的・社会的・人道的・スポーツ的・家族的・文化的な性質をもつ、または芸術遺産のフィーチャー、自然環境の保護、フランスの文化・言語・科学的知見の普及に向けられた、イベント（manifestations）という枠組においてなされた費用支出」[18] を規定している。

もっとも、後援活動が、アルコール飲料[19] やタバコ[20] を直接ないし間接に広めるか宣伝する目的を有し、あるいはその効果をもつときには、それは禁じられる。

租税上は、後援を受ける団体が受けた資金は、非営利団体に適用される免税措置が場合によりあてはまる点を除けば、広告的収入と同視され、営利課税（impôts commerciaux）に服する[21]。

16）Instrument n°4 C-2-00, BOI n°86 du 5 mai 2000: reprise au BOFiP-Impôts, BOI-BIC-RICI-20-30-10-20, 5 août 2015, §160.

17）P. H. Dutheil, *Droit des associations et fondations*, Dalloz, 2016.

18）一般租税法典 39 条 1 項 7°。

19）公衆衛生法典 L.3323-2 条。

20）1993 年 1 月 27 日の法律 93-121 号による改正後の、1976 年 7 月 9 日の法律 776-616 号 2 条 3 項。

21）一般租税法典 261 条 7 号 1° c。

iii） 公衆に寄付を求めること

原則として、「贈与（dons）を受けることのできる団体は、公衆に寄付を募ることができる」[22]。

公衆の寄付を求める団体の形式に制限はない。しかし、寄付を求める理由（causes）は、「科学的・社会的・家族的・人道的・慈善的・教育的・スポーツ的・文化的・環境保護的」[23] なものでなければならない。

寄付を求めることは、立法者によって定められた枠組の中でなされなければならない。それによると、公道で行うか、広報手段を介して（チラシ、新聞雑誌、テレビ、ラジオ等）、なされねばならない。

寄付の募集は、事前申告の対象となる。それは、寄付募集の都度行うこともあれば、年に何度か寄付を募集する団体の場合には年単位で行うこともある。

しかし、集めた寄付額のしきい値という新たな概念が導入された。これによれば、事前の申告は、もし直前の 1 回ないし 2 回の寄付募集において集まった額が一定のしきい値を超える場合にのみ、義務的なものとされる。このしきい値はデクレで定められねばならない。

この新機軸は、公衆からの寄付の募集に関する実務的な困難を明らかにしている。一方で、団体は事前の申告義務を負うのだが、にもかかわらず他方で、寄付募集の申告が経験にもとづいて（*a posteriori*）なされてよい、とされてもいるのである。

最後の限界として、集めた寄付は、その額が 153,000 ユーロを超えると、会計院（Cours de comptes）による適合性審査の対象となるということがある。その場合には、集められた資金が団体の目的と適合するように用いられたかがチェックされる。

22）P. H. Dutheil, *Droit des associations et fondations*, Dalloz, 2016.

23）Cour des comptes, *Rapport public annuel de 1998*, p.51.

Ⅱ．恵与を与える側から見た恵与

A. 法技術

1. 遺贈ないし贈与の枠組において

贈与者は、主たる義務として、贈与された金額・財・権利の所有権を、公益団体に移転しなければならない。

原則として、贈与者がこの移転を実行すると、移転したものを取り戻すことはできない。これが、恵与の撤回不能の原則である。

撤回不能の原則には2つの例外がある。

・遺言の場合

遺贈は遺言者の生存中は撤回できるというのが、主たる例外である。もっとも、遺贈の場合、所有権の移転は遺言者の死亡後でないと不可能である。したがって、遺贈の撤回が遺言者の生存中に可能であることは、原則に対する例外というよりも、ひとたび移転されれば取り戻せないという原則の1つのバリエーションである。

・贈与の場合

贈与を定める公署証書に、復帰条項が入れられることがある。この条項は、とりわけ贈与を受けた団体が解散した場合に、意味をもつ。この場合、当該団体のためにされた贈与の目的物を取り戻すことができる。

では、その他の点で、贈与者は、恵与の方式を遵守する以外に、真に何らかの義務を負うのだろうか。贈与者は、贈与や遺贈が課すところの方式主義を遵守しなければならず、遵守しなければ無効となる。しかし、それを除けば、贈与者には義務は課されないように思われる。

2. その他の私的資金の調達の枠組において

メセナや後援の義務の内容は、当事者たちが署名した協定（convention）ないし契約（contrat）に大きく依存する。

例えば、メセナをする企業は、庇護者として、公益団体に対し、恒常的に、

または特定の機会に、当該企業の生産物ないしサービスの売上高の何パーセントかを与える約束をすることがある。これは、売上分配（produit-partage）と呼ばれる。しかし、これは、庇護者一般に課される義務ではなく、メセナとして行うことのできる範囲内で自発的にした約束であるにすぎない。

B. 直接的・間接的メリット

1. 直接的メリット

ⅰ） 税法上のメリット

税の軽減

たとえば、一般租税法典で列挙された団体に対して、課税対象収入の 20％の範囲内で贈与がなされた場合、贈与額の 66％が、贈与者の収益（revenu）に対する税の額から控除される [24)]。

贈与がされる理由（cause）が、生活困難者に対して食事や世話を無償で提供し住居につき優遇をすることに関する場合には、521 ユーロまでの拠出の場合に、税の軽減率は最大で 75％となる。

資産税（impôts sur la fortune）の軽減も可能である。もっとも、同一の贈与について、収益に対する課税の軽減と資産に対する課税の軽減の両方を得ることはできない。

その他の税法上のメリットとして、相続人が、相続開始から 6 ヵ月以内に、相続した財産の全部ないし一部を贈与することにした場合に、当該相続人のネットの承継額について税の控除（abattement fiscal）があることが挙げられる。

ⅱ） その他の直接的メリット

庇護者にとっての直接的メリット

庇護者は、その拠出に相応した、ある種の対価を得ることができる。メセナを受ける組織は、各拠出に対する正確な対価を定めることまではしないまでも、

24）一般租税法典 200 条。

対価の計算表を作成し、以て透明性をより高めることがある。庇護者が得る対価は、税が軽減されることから、パンフレットに庇護企業の名前が載ること、さらには劇場の 100 席分が与えられることまで、多岐にわたる。

2. 間接的なメリット

後援者や庇護者にとっての間接的なメリット

後援やメセナをすることで、後援者や庇護者の評判にプラスの影響を及ぼすことができる。2000 年以降、メセナは匿名ではなくなっているので、後援者・庇護者はある程度の可視性を享受する。しかし大事なことは、公益団体を支援することにより、後援者・庇護者はみずからの慈善心や寛大さを証拠立てることができるという点である。慈善心や寛大さは、企業のイメージや評判にもっぱらよい影響をもたらす。

結語

公益団体への恵与というレジームの特徴は、公益性があることを理由に優遇措置をとりつつも、私法のレジームに服する者――公益を具現化するが、公権力はもたない――に与えられるそれらの優遇措置を制限するという、両者の調整の必要性に存する。